

被 処 分 者	認 定 証 番 号	山口県公安委員会 第46号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	とようら交通株式会社
	主たる営業所が所在する市区町村	下関市
処 分 年 月 日		令和5年1月25日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		損害賠償措置に関する変更の届出義務違反が判明した もの。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項 国家公安委員会関係同法施行規則第8条
処分を行った公安委員会		山口県公安委員会